

第35回（平成26年度第1回）松江市原子力発電所環境安全対策協議会

日 時 平成27年1月30日（金）

15：00～16：30

場 所 松江市役所本館西棟5F防災センター

○矢野原子力安全対策課長 本日、出席予定で、まだいらしてない委員さんがいらっしゃいますけれども、定刻となりましたので、早速始めさせていただきたいと思います。

ただいまより平成26年度第1回松江市原子力発電所環境安全対策協議会を開催いたします。

本日の会議の終了時刻は、16時30分を予定しております。皆様の御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

それから、本日の会議は公開となっております。議事録につきましては、後日ホームページ等でも公開のほうをさせていただこうと思っております。

傍聴の皆様にはあらかじめ配付をさせていただいておりますけれども、留意事項について御協力を賜りますようよろしくお願いをいたします。

本協議会の委員についてですけれども、任期満了によりまして、昨年の6月に新たに委嘱をさせていただいたところがございます。本来であれば委員の皆様、御紹介をさせていただかなければなりません、お手元のほうに名簿と、それから席次のほうをお配りさせてもらっておりますので、それで御紹介にかえさせていただけたらと思います。よろしくお願いをいたします。任期のほうは平成28年の5月31日までとなっております。よろしくお願いします。

続きまして、議事に入ります前に、本協議会の会長であります松浦市長が御挨拶申し上げます。よろしくお願いいたします。

○松浦市長 それでは、一言御挨拶を申し上げたいと思います。

本日は、皆様方、大変御多忙の中でございますけれども、この協議会に御出席を賜りましてまことにありがとうございます。

本日の協議会の議題でございますが、2つございます。1つ目は、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査の状況についてでございます。御案内のとおり、今、2号機につきましては、平成25年の12月に中国電力のほうから国に対しまして適合性審査の申請がなされております。現在、国の審査が進められているところでございますが、

昨年３月の協議会で、それまでの審査状況につきまして説明を中国電力のほうから受けたわけですが、その後、昨日までに２８回の審査会合が行われたというふうに聞いております。改めて審査のポイント、それからこれまでの審査状況につきまして中国電力のほうから説明をお願いしたいと思っております。

それから、２つ目は、松江市の取り組みでございます。昨年の３月に松江市原子力災害広域避難計画を策定をいたしました。この計画につきましてはこの協議会でも御説明をさせていただきましたけれども、この計画の住民説明会、それから原子力防災訓練など、今年度、市が取り組みました内容につきまして御説明をさせていただきたいと思っております。

以上、２点を議題といたします。皆様方には、活発な御質問、御意見をいただきますようお願いを申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。今日はどうぞよろしくお願い申し上げます。

○矢野原子力安全対策課長 それでは、早速議事のほうに入りたいと思います。

協議会の要綱によりまして、議長は会長であります市長を務めることになっております。

松浦市長、よろしくお願いいたします。

○松浦市長 それでは、議事の進行を務めさせていただきます。

最初に議事の進め方について、事務局のほうから説明をお願いします。

○成瀬安全対策係長 原子力安全対策課の成瀬でございます。

本日の議事は、会議次第にございますように、初めに議題１、島根原子力発電所２号機の新規制基準適合性に係る審査の状況について、中国電力から御説明をいただき、その後、質疑応答の時間をとりたいと思っております。次に、議題２の松江市の取り組みにつきまして、事務局から御説明をさせていただきまして、その後、質疑応答の時間をとりたいと思っております。

ここで、本日、中国電力からお越しいただいた方を御紹介いたします。

古林島根原子力本部長でございます。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 古林でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬安全対策係長 北野島根原子力発電所長でございます。

○中国電力（株）北野島根原子力発電所長 北野でございます。よろしくお願いします。

○成瀬安全対策係長 長谷川副本部長でございます。

○中国電力（株）長谷川島根原子力本部副本部長 長谷川でございます。よろしくお願い

します。

○成瀬安全対策係長 川本専任部長でございます。

○中国電力（株）川本専任部長 川本でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬安全対策係長 綿貫専任部長でございます。

○中国電力（株）綿貫専任部長 綿貫でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬安全対策係長 阿比留マネージャーでございます。

○中国電力（株）阿比留マネージャー 阿比留でございます。よろしくお願いいたします。

○成瀬安全対策係長 よろしく願いいたします。以上でございます。

○松浦市長 それでは、早速中国電力のほうから、島根原子力発電所2号機の新規制基準適合性に係る審査の状況について、説明をお願いします。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 島根原子力本部長をしております古林でございます。

御説明に当たりまして、一言御挨拶を申し上げます。

松江市原子力発電所環境安全対策協議会の皆様方には、平素から当社の事業運営に對しまして、御理解、御協力を賜っておりまして、厚くお礼を申し上げます。

また、本日は、お忙しい中を貴重な時間をいただきまして、島根原子力発電所2号機の新規制基準への適合性審査の御説明の機会をいただきまして、重ねてお礼を申し上げます。

先ほど市長から御紹介をいただきましたとおり、当社は一昨年の12月の25日に新しい規制基準に伴う適合性審査の願いを国に提出をさせていただきました。規制委員会へこの申請を行いまして、現在、国による審査を受けておる状況でございます。申請から1年余りが経過をいたしました。これまで28回の審査会合が開かれておりますが、本日はそのうちの1月の16日までに行われました27回分の審査会合の内容について御説明を申し上げたいというふうに考えております。当社としましては、この審査会合に引き続き真摯に対応するとともに、各種安全対策を早期かつ確実に実施をしまいる所存でございます。今後ともこの審査に適切に対応していくことはもとより、福島的第一原子力発電所の事故を教訓に、同様な事故を二度と起こさないという強い決意のもとに、全社一丸でより一層の安全性向上に邁進してまいりたいというふうに考えております。

それでは、担当から2号機の新規制基準への適合性確認申請の状況につきまして、御説明を申し上げます。よろしくお願いいたします。

○中国電力（株）綿貫専任部長 それでは、資料に基づきまして御説明させていただきます。

す。

綿貫でございます。それでは、ちょっと座って御説明させていただきます。済みません。

まず、資料でございますけれども、資料を見ていただきますと、島根原子力発電所2号機の新規性基準への適合性確認審査の状況についてという資料でございます。

まず、1ページ目でございます。審査の全体像といたしましては、審査される分野というのは大きく①でございますような地震・地盤・自然現象、この下のポイントというところに①と書いてありますけれども、そういうものの外部要因に関するもの、それから、下のほうの図でいったら②-1とか②-2って書いてありますけれども、プラント関係の2分野に分かれております。審査のやり方としては、まず、事前に規制庁によるヒアリングを実施して、その後、審査会合というのが委員のもとに開かれまして、公開の前で開催されております。

それから、2ページでございますけれども、審査の流れといたしましては、まず、地震・地盤・自然現象でございます。これらはまず、敷地内の地下構造評価、それから震源を特定して策定する地震動及び震源を特定せず策定する地震動、それぞれを評価・審査した上で基準地震動が決定されるという流れでございます。また、震源を特定して策定する地震動と申しますと、敷地周辺陸域、海域の活断層評価をした上で、そういうところで震源を特定して活断層であるということであるという認定をした上で、震源を特定して地震動を評価をするということでございます。それから、震源を特定せず策定する地震動と申しますと、そこに書いておりますように、北海道であった地震であるとか、鳥取県の西部である地震、こういう日本国内において、特徴的な地震について、そういう特定しないで地震動を評価をするというようなものでございます。そういうもので基準地震動を決定した上で設備の詳細設計へ行くというようなことの流れでございます。

それから、3ページでございますが、審査の流れとしてプラント関係はどのようなものになっているのかということで、まずは設計基準事故対策についてどうかということでございます。多くはプラント関係全体は、設計基準事故対策、これは事故を起こさない対策でございます、それから、事故が起こった場合の対策としての重大事故の対策、これに大きく分かれます。設計基準事故対策につきましては、従来の基準から強化された項目及び新たに新設された自然現象といった外部要因に対する影響評価、そういう対策について審査がなされるものでございます。この右の下の方に図がちょっと書いてあります。審査のほうでありますように、一番下の強化された項目、それから、新たに設定されたものと

して、内部の溢水、火山、竜巻、火災、これらのものについて審査がされるということでございます。

続きまして、4ページでございます。まずはプラント関係で重大事故の対策というのは、次はどのような審査になるのかということでございます。重大事故対策におきましては、主に福島第一の事故後に新たに配備、設置した設備や手順が有効に機能するかどうか審査をされます。新たに設置した設備というものは、送水車であるとか高圧発電機車、それからフィルタベント設備とか、緊急時対策所とかそういうものでございます。こういうものについて、有効に設備が本当に事故時に機能するのかということを審査されるということでございます。

有効であるかどうかを審査する大きな流れを下の図に示しております。まずは、重大事故対策を考慮しない状態で事故のシナリオというものを、ここにちょっと書いております確率論的リスク評価という一つの手法がございます。この手法で事故のシナリオというものを抽出いたします。その後に、特有な事故シーケンスというものをある程度選定していきます。その事故シナリオに基づいて重大事故対策が有効に機能するかどうかを評価をして、そこで規制委員会がつくっております基準に適合しているかどうか、ということで審査がなされていきます。

続きまして、5ページでございますけれども、これは審査項目で主要な審査項目の実施状況について整理したもの、5ページと6ページで整理しております。平成26年の1月の16日から審査会合は始まっておりまして、平成27年、ことしの1月のきょうまでの現在ですけれども、先ほど説明したように、28回開催されております。その中で主要な論点というものを今この表で整理をしております。この評価の中でその表の中で審査状況と書いてある中で、我々が今説明をしているところを実施中、まだ説明がなされていないところを未実施という形で整理させていただいております。それから、実施中につきましては、この後、再度内容について御説明させていただきたいと思っております。

7ページ目は、審査会合の開催状況ということで、7ページと8ページに分けて開催の回数と、それから日付、そのときの議題というものを整理したものでございます。

8ページのところで、ですから都合28回と申しましたけれども、ここに今1月23日現在では1月16日が27回で最後でございますけれども、その後、1月27日に28回目が開かれまして、重大事故等対策の有効性評価というものを御説明しております。したがって、きょうまでは都合28回ということでございます。これは、この資料は23

日付で資料をつくっておりますので、ちょっと1項目だけきょうは抜けているということでございます。

それから続きまして、審査会合の内容について御説明させていただきます。

まず、プラント関係、それから後に、地震関係について川本のほうから御説明させていただきます。

10ページでございます。まず、10ページで、第1回の審査会合におきまして2号機にかかわる審査の概要について御説明しております。当社から設計基準対応、それから重大事故対策、重大事故対策の有効性評価、それらについて概要説明をしております。その際、規制委員会からは、フィルタつきベント設備の性能とか、地震、津波の評価などについて御質問がありました。

それから、第2回目におきましては、主要な論点ということで、当社が提出した申請書に対しまして、原子力規制委員会から審査における主要な論点として24項目が提示されております。先ほど5ページと6ページのほうに主要な論点を掲載しております。

それから、11ページでございますけれども、事故の有効性評価をするために、事故のシナリオを抽出するということで確率論的リスク評価の審査会合を開いていただきまして説明をしております。この内容につきましては、機器の故障や人的要因、これはヒューマンエラーと申しますけれども、これをそういうプラント内部の原因によって起こされる事象を対象とした確率論的リスク評価、あと、地震、津波といったプラント外部の原因によって起こる事象を対象とした確率論的リスク評価、これによってこういうものを2回に分けて御説明しております。これはプラントの内部、外部全体において島根2号機においてどのような事故シナリオがあるのかというのをこれで全体を御説明をしております。規制委員会からは想定する事象の網羅性、評価手法の妥当性について説明するようコメントをいただいております。

続きまして、事故シナリオを抽出いたしましたので、12ページでございますけれども、今度は代表的な事故シーケンスと事故シナリオの選定ということで、第15回において事故シーケンス等の選定についての御説明をしております。確率論的リスク評価の結果を踏まえて、対策の有効性を確認するための事故進展シナリオ、事故シーケンスと申しますけれども、この選定につきまして御説明しております。選定した事故シナリオというのは、下にありますように、炉心損傷防止対策7シーケンス、それから格納容器の防止対策6シーケンス、それから燃料プールが2シーケンス、それから運転停止中が4シーケンスとい

うこととでございます。

これにつきまして、委員会からはシナリオ選定の考え方や選定理由について詳細に説明するようにという御意見をいただいております。このように、特有な事故シナリオというものを特定いたしましたので、その後、有効性評価、各事故シナリオに対して重大事故対策がどのように有効なのかどうかということを御説明をしております。

それから、13ページに、その全体のまとめをしております。先ほど申しました事故シーケンスの選定で選定しました事故の進展シナリオ、これにつきまして代替注水設備とか代替電源などの重大事故対策、これが有効に機能するかどうかというものを御説明しております。まずは、炉心損傷防止対策としてそこに記載しております7項目について御説明をしております。それから、格納容器破損防止対策、ここには5項目しか書いておりませんが、1月27日に水素燃焼ということで御説明をしておりますので、都合6項目について本日まで御説明をしております。その際に原子力規制委員会からのコメントといたしましては、事故発生後の対応手順についてより詳細に説明するようにと。それとか、対策の操作手順、評価の前提条件の考え方について再度説明するようにというコメントをいただいております。

有効性評価につきましては、残り燃料プールと、運転停止中の件数、都合6シナリオというのがございますので、これについては今後説明することになります。

それから、14ページでございますけれども、そういう有効性評価とともに今回重大事故対策といたしまして可搬型の設備というものを発電所に常備しております。これにつきましての保管場所とかアクセスルート、事故時のアクセスの仕方という、これらについて設備が有効に機能するかどうかということを御説明しております。これにつきまして、原子力規制委員会からは、重大事故発生時の対応の全体像が把握できるよう、自主対策を含めて説明するようにという御意見をいただいております。

それから、15ページでございますけれども、格納容器のフィルタベントについて御説明をしております。新規制基準では、万一の炉心損傷を伴う事故発生時に原子炉格納容器が破損しないよう、原子炉格納容器内の圧力や温度を低下させるための対策が求められております。それに対しまして、当社は事故により原子炉格納容器内の気体を大気へ放出する必要が生じた場合に、フィルタを通すことで放射性物質を大幅に低減させた上で圧力を下げるフィルタ付ベント設備を設置することとしております。第11回と第13回に分けて、これは2回に分けて説明しておりますけれども、第11回目の審査会合では、フィル

タ付ベント設備の概要とか設計方針と仕様、性能について御説明しております。その際の委員会からの御意見でございますけれども、地下格納槽からの放射性物質の漏えい対策や放出口を原子炉建物上部とした理由などについて、より詳細に説明するようにという御意見をいただいております。

続きまして、16ページでございます。フィルタ付ベントについて第13回で、運用方法及び指摘事項について一部回答しております。このときの原子力規制委員会からの御意見でございますが、フィルタ付ベント設備は重大事故が発生した際に使用する重要な設備であるため、よりわかりやすく資料を再整理した上で、改めて説明するようにということで御意見をいただいております。

それから、17ページでございますけれども、これは内部溢水というものについての影響評価をいたしております。内部溢水と申しますと、下のほうに書いておりますけれども、発電所の建物等に設置される機器・配管の破損によって漏水をすとか、消火設備の作動によって放水をされるなど、発電所内部で水が生じた場合にどうするのかということでございます。新規制基準では、地震による配管破断や津波による浸水、消火活動における放水等によって原子炉施設内部で漏水事象が発生した場合においても、安全上重要な設備の機能が損なわれないように、新たに内部溢水に対する規制が盛り込まれております。溢水が発生した場合においても、防護対策により、安全上重要な設備に影響を及ぼさないことについて説明をしております。規制委員会からは、内部溢水が発生した場合の影響や必要な防護対策が網羅されているかを確認するために、防護の考え方等をさらに詳細に説明するようにという御意見をいただいております。

続きまして、18ページでございますが、火災にかかわる審査会合を開いていただいております。当社からの御説明は、火災につきましては外部からの火災と発電所内部での火災という大きく2つに分かれます。これらについて3回に分けて御説明しております。外部の火災につきましては、森林火災、近隣の産業施設の火災、爆発、航空機墜落による火災、火災により発生するばい煙及び有毒ガスの影響について評価をした結果を御説明しております。発電所の安全上重要な施設へ影響を及ぼさないというようなことで御説明をしております。内部につきましては、重大事故対策設備を除いて発電所内部の設備で火災が発生した場合においても、防護対策により、安全上重要な設備に影響を及ぼさないということを御説明をしております。規制委員会からは、評価の前提条件や内容等をより詳細に説明するようにという御意見や火災防護対策の考え方などについて整理するよう

にという御意見をいただいております。

それから、19ページでございますけれども、静的機器の単一故障に係る審査会合を開いていただいております。これにつきましては、静的機器の単一故障ということで、静的機器と申しますと、その下のほうに書いてありますように、ポンプとかモーターとか作動を伴わないというような、作動をするものとは違って作動要素がないような機器とか配管、そういうものでございます。新規制基準では、配管やフィルタ等、事故後も長期間使用する静的機器の故障を仮定したとしても、その系統が安全機能を維持できる設計とするよう考え方が明確化されております。当社におきましては、島根2号機の全ての系統・機器を対象に、安全機能が要求される静的機器を抽出いたしまして、これらの機器の故障の原因、それから故障による影響評価、機器の修復性、これらを検討した結果、安全機能を維持できるということを御説明しております。規制委員会からは、機器の抽出方法の妥当性とか、故障の規模による被ばく評価への影響等について詳細に説明するようという御意見をいただいております。

このように、有効性評価、それから設備についてる御説明しておりました。それに基づいて12月の19日、これ20ページでございますが、現地調査が開かれました。9時半から16時半の間に島根2号機が新規制基準に適合しているか否かを規制庁が現地で直接確認をされるというような目的で開かれております。これにつきましては、対象は、今回はプラントの機器・電気関連でございまして、地震関係とかいうものについては別途ということになっております。調査メンバーにつきましては更田委員長代理ほか規制庁の方々ということでございます。

内容につきましては、設計基準事故、重大事故対策、これらについて詳細に見るために、全体を3班に分けて、規制庁が事前に提示されました確認ポイント、これに基づきまして、主要な設備についての対応状況を確認されたということでございます。

主な調査項目は、下に書いてありますように、竜巻対策であるとか火災防護対策であるとか、重大事故対策であるとか、緊急時対策所、これらについての現地での確認をされております。それ以外に設備以外にもハード面だけではなくて、運転手順等を確認することもありまして、設備調査のほかにガスタービン発電機車の起動操作についても実施をして、それについても確認をいただいております。

以上、プラント関係でございます。

続きまして、地震関係を川本のほうから御説明します。

○中国電力（株）川本専任部長　引き続き、川本より地震関係の審査会合の概要について御説明します。

2 ページに戻っていただきまして、きょうの話の概要を改めて御説明します。よろしいでしょうか。

先ほど説明がありましたように、基準地震動の決定の前に3つの審査項目がございます。1つは地下構造評価、2つ目が震源を特定して策定する地震動評価、最後に震源を特定せず策定する地震動評価、これについて今から順に説明してまいります。このうち震源を特定せず策定する地震動評価については審査が完了しております。

それでは、22ページへまたよろしく申し上げます。最初の地下構造評価に関する審査状況でございます。ここに書いてございますように、第6回目の審査会合におきまして、当社のほうから地震の観測記録、あるいは物理探査等の結果に基づきまして、その基準地震動評価に用いる地下構造モデルを設定したことを御説明しました。この内容は、地盤の増幅特性っていうのは2号と3号ではほぼ同程度ですが、安全側に評価するということで増幅特性が若干大きい3号機の値を用いること。それから、地下浅いところの揺れの衰え方、減衰といいますけども、それについても安全側に設定したモデルを用いて評価することを御説明しましたところ、規制委員会のほうからこの地下構造モデルの妥当性等について詳細に説明するようなコメントをいただきました。

それで、23ページ、24ページと既に2回にわたってコメント回答をしております。24ページの最後書いてございますけど、2回のコメント回答後、原子力規制委員会のほうからは、これまでの詳細な検討結果を改めて取りまとめた資料で説明するようコメントをいただいておりますので、今後改めて取りまとめて回答をする予定にしております。

次が25ページです。今度は2番目の議題の震源を特定して策定する地震動にかかわる審査会合の状況でございます。まず最初に、敷地周辺陸域の活断層評価についてが25ページからでございます。この第3回目の審査会合におきまして、私ども周辺陸域に宍道断層ほかの活断層がございますけども、それらの評価につきまして、文献調査、変動地形学的調査、地質調査結果などに基づく評価を説明してまいりました。それに対しまして、特に宍道断層の西の端、それから東の端付近のデータ拡充のコメントをいただきましたので、後で御説明しますが、追加調査を実施することにいたしました。

次、26ページが、今度は周辺海域の活断層評価でございます。真ん中下の図に書いてございますが、前面海域におきましては、④、⑤、⑦と書いてありますF-Ⅲ、F-Ⅳ、

F K－2の断層が連動する。それから前面にもほかのK－7、K－6、K－4、F K－1とかの断層がある。それから右上に小縮尺で書いてございますけども、さらに30キロより遠いところで東方に行けば鳥取沖西部断層、鳥取沖東部断層、それから西方では大田沖断層というものを評価しておりました。規制委員会のほうからは、鳥取沖西部断層の西の端とか、それから前面海域にある断層等のデータ拡充をするようなコメントをいただきましたので、海域についても追加調査を実施することにしております。

27ページを飛んで、28ページをお願いします。宍道断層にかかわるデータ拡充というコメントをいただきましたので、追加調査の計画を立てて実施しました。この追加調査の概要がこの図に書いてございます。東の端のほうで下宇部尾東っていうのが宍道断層の東端としておりますけども、その下宇部尾東でボーリング調査、はぎ取り調査を行いました。それから下宇部尾東よりも外側、東側へ1キロ離れた森山でもボーリング調査、それからここではピットと書いてますが、最終的に規模が大きくなりましたのでトレンチ調査、はぎ取り調査を行っております。これが東側の調査でございます。それから西側におきましては、古浦沖以西の調査ということで、音波探査、陸海の境界付近の地表地質踏査、それから海底面調査を行いました。さらに男島以西の調査ということで地表地質踏査、そして、古浦沖から大田沖断層にかけての音波探査も実施しております。この調査は6月の1日から10月の31日まで現地調査を実施しております。この結果については後で御説明させていただきます。

29ページ、これは海域の活断層評価にかかわるデータ拡充のコメントをいただきましたので、その追加調査計画でございます。この図に書いてございますように、指摘事項①といいますのは、鳥取沖西部断層にかかわる指摘でございます。その西部断層の西端付近の評価にかかわる音波探査を実施しております。それから、指摘事項②っていうのは、前面海域、F－ⅢからF K－2の3つの断層の連動評価をしておりましたが、この両端付近の評価にかかわる音波探査、指摘事項③っていうのは、西約50キロ離れてるところでございますが、大田沖断層の地質の年代区分の検討のための調査、最後に指摘事項④ということで、敷地北東沖に多古鼻っていうのございまして、その多古鼻沖の地質構造検討のための音波探査を実施しております。

海域の調査につきましては、5月の14日から9月の4日で現地調査は完了しておりますが、現在まだ膨大なデータの解析中でございます。今後、迅速に解析を進めまして、調査結果が取りまとめ次第、審査会合にて国へ御報告する予定にしておりますので、今回

はこれについてまだ紹介できる段階ではございません。

30 ページが宍道断層に係るデータ拡充のための追加調査結果でございます。最近1月16日の審査会合にて国のほうに報告しております。

下の図の右の端から御説明しますと、宍道断層の東端付近、東端が下宇部尾東でございますけども、下宇部尾東と森山についての調査結果でございます。下宇部尾東におきましては、ボーリング調査を行いまして、北東の谷に向かう伏在断層があるのではないかといい御指摘に対して確認した結果、北東の谷に向かう断層が認められないことを確認しております。それから、はぎ取り調査、バックチェックのときに幅30メートルのはぎ取り調査を行いましたが、今回はそれを含めて幅70メートルのはぎ取り調査を行いまして、地質分布に不連続はなく、断層が認められないことを確認しております。東端の下宇部尾東よりもさらに東1キロの位置の森山におきましては、先ほどお話ししましたように、露頭の観察、それからボーリング調査、トレンチ調査等を行いまして、断層は存在しましたが、後期更新世以降、すなわち約十二、三万年前以降の活動が認められないことを確認しております。これが東側の調査結果でございます。

真ん中下、今度は西側です。宍道断層の西端付近で古浦沖、それから男島から女島にかけて調査を行いました。古浦沖、海陸境界付近を対象した調査でございますが、音波探査、それから海底面調査等を行いまして、海陸境界付近に断層が認められないことを確認しております。それから男島から女島にかけては地表地質踏査、ボーリング調査などを行いまして、断層が認められないという結果を得ております。

さらに西、古浦沖から大田沖断層に係る範囲の音波探査の結果、断層活動を示唆する反射面が確認されていないという結果を得ております。

上の文章で書いてございますけど、以上のことから、宍道断層の東端、下宇部尾東でございます、西端は古浦西方の西側でございますが、そういった東端、西端の評価は妥当であると考えられることを説明したところ、規制委員会さんのほうからは、今回のその調査結果について、より詳細なデータを示して説明するようにとのコメントをいただいておりますので、今後、詳細データを示して説明をする予定にしております。

以上が震源を特定して策定する地震動にかかわる審査会合の状況でございます。

31 ページ、32 ページとそれに付随する資料でございます。これは今回、時間の関係で割愛させていただきます。33 ページは用語説明でございます。

34 ページが最後の震源を特定せず策定する地震動にかかわる審査会合の状況でございます。

ます。当社のほうから、国が定めるガイドラインにおきまして震源を特定せず策定する地震動の検討対象といたしまして、過去に起きた16の地震が示されておりますので、その震源近傍の観測記録を収集して検討することが求められておりますので、検討を実施いたしました。

下の表にございますけども、16の地震のうち2000年鳥取県西部地震と2004年北海道留萌支庁南部地震による揺れを震源を特定せず策定する地震動として考慮することを説明しました。

この表に書いてございます、まず、1行目が2004年北海道留萌支庁南部地震についてでございます。このたびの申請書上は水平585ガル、鉛直296ガルと設定しておりましたが、再度検討した結果、その地震動の大きさを水平620ガル、鉛直320ガルに見直しております。

それから、2000年鳥取県西部地震に関しましては、当初の申請書では震源を特定できるといふふうに考えておりましたが、検討の結果、震源を特定せず策定する地震動として見直しを行いまして、水平531ガル、鉛直485ガルというふうに設定して、6月27日の審査会合で説明して、これらにつきまして震源を特定せず策定する地震動につきまして審査は終了しております。

当社としてその基準地震動Ssの設定に関しましては、この前にお話ししました震源を特定して策定する地震動、すなわち宍道断層、あるいは前面海域断層によって決まってくる震源を特定する地震動の検討結果も考慮して総合的に判断することにしますので、現時点でSsの変更等は決まっているものではございません。

以上が当社によります適合性確認審査の状況説明でございます。以上です。

○松浦市長 それでは、ただいま説明がございました事項につきまして、皆さん方のほうで御質問、御意見等ございましたらお願いしたいと思います。

○安達委員 ちょっとよろしいでしょうか。

○松浦市長 どうぞ。

○安達委員 安達と申しますが、よろしく願いいたします。

ちょっと私の経験でいうと、長年、コンピューターのシステムとか情報のシステムとかやって、失敗の経験も踏まえて、それと品質マネジメント、とりわけ今の原発関係のマネジメントの関係、関心持っておるわけなんですけど、ちょっとそういうことを踏まえまして素朴な質問です。この審査会合も含めて、あるいは以前のことも含めてですけど、こう

やって一種の机上でこうなるはずだ、こうなるはずであるということをチェックされてて、今回の審査なんかもそれを粛々とやっておられる、そのことはいいとして、元来そういう点が机上でこうなるはずであるって確認をとられている。パーツの実施試験はあるかもしれません。ところが、全体通して、ハード、ソフトも含めて本当にそれが、一連のものがきっちりと事故が起きないような対策、起きたときの対策ってということが本当に動くのかという、そういうことの実証テストという観点はどういうふうと考えられてされているのか、あるいはしようとしてされているのかということのをちょっと1点お聞きしたいと思います。ちょっと素人的な質問でまことに申しわけございませんが、いうことですね。考えてたはずが動かなかったということはよくあることで、そこが非常に不安だという観点でございます。

それと2点目、関連する質問で申しわけございませんが、今回2号機ということでこういう審査の説明されておるわけなんですけど、附帯するものとして、この資料の中にもありますけど、使用済みの核燃料プールの話がございます。関連することとして、現時点で今このプールにどの程度の核燃料棒があって、それは例えば2号機のトータル容量の本数から比べると何本ぐらいかっていうことをちょっと教えてもらいたい。

それと、この資料の中にもございますけども、原子炉の一式に対する同等の対策っていうことがこの燃料プールに対してはどういうふうに行われているのかなというのがちょっと気になります。例えば、先ほど説明ははしょられましたが、A3の資料がございますね。A3の資料の中の2枚目の最初のページのところで、5番目、V番、これはこの前は原子炉と、それから使用済み燃料プールを云々と2つ並べてあるんですが、このVって原子炉のことしか書いてなくて、核燃料プールのことが書いてないんですね。例えばの例で言います。そういうところに関して核燃料プールへの対策が原子炉と同等のことがされているのかどうかというちょっと素朴な疑問がございまして、例えば原子炉に対する安全対策を100としたら、燃料プールに対する安全対策って100以下なのか100なのか150なのか、非常にざくつとした素人的直観でわかるような度合いでもって教えていただければというふうに思います。幾つかの点がありまして申しわけないんですけど、以上です。

○松浦市長　それでは、お願いします。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長　それでは、先ほどの安達委員の御質問にお答えをいたします。

まず最初に、考え方についての説明に対して実際にそれが信頼できるパフォーマンスが

得られるのかという御質問でございました。既に先行電力の九州電力の川内の発電所でも審査が行われておる状況でございますけれども、そういった状況も見ていただくとおわかりになりますように、審査の流れとしましては設置変更許可申請、これによって審査を今我々は受けているところでございます。これの認可を審査書を作成をしていただいて、国がこれの考え方をまずチェックをされる流れでございます。その後に工事計画認可というのがございまして、今まさに川内の発電所ではそのプロセスに入りつつあるところでございますけれども、考えたとおりに設備が動くかどうか、その前に考えた設備がどういう仕様でどういう機能を持たせて、そのとおりに物ができているかどうか、最後には、それを動かす人間の能力があるのかどうか、そういった物の流れで審査が継続して行われるわけでございます。そういった審査の中で、委員御指摘の信頼性というものが確認をされるということでございます。

2点目の使用済み燃料の状況でございます。現在、島根原子力発電所には2, 278体の使用済み燃料を保管を1号機、2号機で行っております。これまでにそれのおよそ倍ぐらの燃料を使っております。約2, 300体は使用済み燃料として発電所の外に搬出をして再処理をしております。1号機につきましては、燃料プールの貯蔵容量でいきますと約28%、2号機につきましては約56%の保管となっております。1、2号全体では49%の保管という状況でございます。

それから、使用済み燃料の安全性確保というプールでの問題につきまして御指摘をいただきました。御承知のとおり、原子炉の圧力容器の中で保管する燃料と使用済み燃料プールで保管する燃料というのは、その保管の環境は全く異なります。温度、あるいは圧力というものが状況が変わりまして、使用済み燃料のプールで保管する燃料というのは原子炉で仕事をした燃料をプールに取り出した後、崩壊熱というものが残ります。こういったその崩壊熱を除去するというのが燃料プールの中で使用済み燃料の安全性を確保する上では非常に重要なポイントでございます。したがって、燃料プールの中におきましては、水を常に燃料を裸にしない、燃料を常に水につけておくということが重要でございます。それらに対する安全対策を今回の申請の中にも含めて入れておりまして、これにつきましても国の審査を受けておるところでございます。以上でございます。

○安達委員 ありがとうございます。

今の回答についてなんですが、最初の実証テストといいますか、試験ですかね、おっしゃったことは表面的にはわかるんですが、本質的なテストではないんじゃないかなという

ふうにずっと私は気になっていてということだけコメントします。

ちなみにきょうは2号機のことなんですが、3号機って全然放射能で汚染もされてないんで、安全ならこれを使って大テストをすればいいのかなというふうに素人的には考えてます。これは単なるコメントです。

それと、もう一つ、核燃料プールのことで、待ってましたかみたいな御回答をいただいたんですが、一つ、A3の資料で先ほどのV番目の項番のところが、ちょっと核燃料プールのことがそこだけ消えてたんですが、それはなぜかということを追加で回答をいただきたいのと、先ほど原子炉の安全度を100としたら、核燃料プールはどのくらいだと考えればいいですかという非常に素人的な質問に対してちょっとお答えいただくとありがたいかなと思います。以上です。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 申しわけございません。A3の資料で御指摘の点は、Vの項目のどの項目を御指摘でございましょうか。

○安達委員 済みません。Vの項目の……。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 ローマ数字のVでございますか。

○安達委員 そうですね、もちろんローマ数字のVの最初のVですね。原子炉が重大な損傷を受けた云々というのがあって、もちろんこれは原子炉がって書いてあるんですけど、これを言いかえて核燃料プールが重大な損傷を受けたという項目のことが載ってないようなのでお聞きしました。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 ありがとうございます。

○中国電力（株）長谷川島根原子力本部副本部長 長谷川がお答えいたします。

こちらは定期的にホームページで安全対策の進捗状況を皆様にお知らせするものでございます。今、委員の御質問のVの項目でございますけど、多分この中に燃料プールの対策がないという御質問かと思えますけれども、事故のレベルといたしましては、燃料プールのほうがどうしても原子炉そのものの事故よりも軽度になります。したがって、Vの対策は当然燃料プールに対しても有効な対策でございますけれども、私どもとしては、より苛酷な原子炉、そちらの事故に対してというタイトルになっておりますけれども、全てとは申しませんが、例えばVの1ぽつ、これすべからく燃料プールにも共有いたします。水素爆発は多分燃料プールでは起きないと思えますけれども、裏に行ってくださいまして、そうですね、3もこれは原子炉特有の重大事故でございますけれども、いずれにしても、繰り返しになりますけれども、燃料プールに対してもこういった対策は当然有

効というふうに御認識いただければと思います。

○安達委員 ありがとうございます。

先ほど原子炉に比べて燃料プールは軽度なのでと、ちょっと言葉尻捉えて申しわけないんですが、すごく気になりました。以上で質問は終わらせていただきます。ありがとうございました。

○松浦市長 ほかにございますか。

どうぞ。

○山崎委員 山崎と申します。

今月の16日だったと思うんですけれども、NHKの報道で京都大学の研究者だったと思うんですが、GPSで何か見たら、山陰地方にとっても深いところに長い活断層があるというふうなことが報道されました。どうでしたかいね、東のほうに5ミリずつ毎年ずれているというふうな新たなことがわかったという報道がありました。それについて中国電力のほうではどういうふうにお考えなのかお聞きしたいと思います。

○中国電力（株）川本専任部長 はい、川本よりお答えします。

私どもそのNHKのほうで確かに鳥取沖、それから島根の海岸に近いところで年間東へ5ミリほどGPSの記録からひずんでおるということで、大きな地震を起こすような活断層が要は隠れているのではないかという報道だったと思います。私どものほうは今回詳しく御説明しませんでした、宍道断層等を初めとする活断層について、特にサイトに近いところは細かな調査をしておりますが、それに加えて、きょう御説明しましたように、要は活断層調査でも見落としている可能性がありますので、震源を特定せず策定する地震動というものを国のガイドに従って検討して、今回御説明しました北海道留萌支庁、それから2000年鳥取西部地震の地震動をサイトの真下に入力することによってそれをカバーするというふうな考え方で、要は活断層を見逃す可能性も考慮した設計にしております。いずれにしても、今回のような京大の先生の知見、あるいはそれだけにとどまらず、新たな知見に対して我々も検討をして、反映すべきものは反映していきたいというふうにご考えております。以上でございます。

○松浦市長 ほかにございますか。

どうぞ。

○石橋委員 石橋といいます。

②の、いわゆる2ページのところですが、地下構造評価、審査中ということになってお

りますが、今、福島第一の事故でも地下水対策というものが大変な状況になっていて、そのために労災事故も頻発して起きているという状況で、しかもこの収束のめども立っていないという状況なのですが、島根原発の地下の地下水というものはどういうふうに評価しておられるのか、あるいは規制委員会が要求していないからそういうものは調べませんと言われるのか、その辺、我々としては大変地下水の問題っていうのは今になってみると大きな問題ではないかと思うんですが、いかがでしょうか。

○松浦市長 はい、よろしくお願いします。

○中国電力（株）古林島根原子力本部長 地下水の対策についての御質問をいただきました。

今回の申請の前の段階で各自治体の皆様に御説明した際、申請の際の要件といたしまして、多くの自治体の皆様から地下水対策につきましてきちとした対策をとるようということの御要請をいただいております。その後、福島状況を見まして、私どもとしても既に地下水の状況については存在を確認をいたしておりましたので、この量につきまして定量的に現在も評価、調査を続けておる段階でございます。東京電力の状況をごらんになられるとわかりますように、基本的に汚染する水を出さないということが何よりも重要だというふうに思っております。そのためにさまざまな対策をとってきておるわけでございます、原子炉の損傷を防止する格納容器から放射能が漏れ出すということがないようにする。あるいは仮にそういう状態があっても原子炉建物から他の建物へ、あるいは地下に水が散逸しないようにする、さらには万一そういう状況があっても原子炉の周りから水が外に漏れにくい構造をつくっていくと、こういった観点から今まさに検討を進めているところでございます。整理できましたら皆様方にお知らせをして必要な対策をとってまいりたいというふうに考えておるところでございます。以上です。

○松浦市長 ほかにございますか。あと1人誰かいらっしゃいましたら。よろしいですか。はい。

○橋委員 橋でございます。

先ほどの新しい知見の問題も出ておりましたけれども、これは30ページにかかわりますけれども、栄道断層が22キロ程度で、それ以上延びないと。この説明を読みますと、より詳細なデータによる説明するようコメントは求められているようですけれども、そういう意味ではボーリング調査の場所、それからはぎ取り調査、70メートルですか、及んでやられたということなんですが、これは現実にはさまざまな学者の皆さんが指摘をされて

いるものを中国電力がちゃんと100%網羅をされて調べられたのか、それとも中国電力として、いわば蓄えてきたさまざまな知見に基づいてこういう場所、あるいはこういうはぎ取り調査をされたのか、そのところをちょっと明らかにしていただきたいと思います。それは、上本庄で活断層が発見されたのは広島工大の中田先生を初めとする学者の皆さんが自分たちで探し出されたという結果が出てます。そういう意味で、今回の22キロ程度の東端というところですかね、それはそういう指摘をちゃんと学者の皆さんの指摘を100%受けてやられたのか、そこだけお願いします。

○松浦市長 どうぞ。

○中国電力（株）川本専任部長 調査の考え方につきましては、このたびは国の審査会合でコメントを受けて調査をしてまいりましたけども、常に最新のいろんな学識経験者の方々の文献とか、それらも含めて最新の知見をあくまでも踏まえた上で必要な調査をするということにしておりますので、我々今回、規制委員会からのコメントを受けて、さらに最新の知見も踏まえて私どもは必要と思われる調査を全て行いまして、このたび調査結果としてまとめて国に報告をしておりますので、今回もう少し細かなデータを示して説明するようにというような御指摘を受けておりますので、手元のデータを提示いたしましてしっかりと審査に対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○松浦市長 ほかにございますか。よろしゅうございますか。

それでは、議題の1につきましてはこのあたりで終わらせていただきたいと思います。

それでは、議題の2でございますが、松江市の取り組みについて、事務局のほうから説明をお願いします。

○矢野原子力安全対策課長 失礼いたします。皆様方のお手元のほうにお配りしております資料ですが、右肩に資料2と書いたものを御用意いただけますでしょうか。その資料に基づきまして私のほうから説明をさせていただきます。座って説明をさせていただきます。

そういたしますと、まず1枚お開きいただきますと、右下の1ページとページが振ってございます。最初の原子力安全対策でございますけども、これは安全協定等に基づいて原子力発電所の定期検査の状況ですとか放射性廃棄物の管理状況、それから環境放射線の測定結果などを確認して、安全であるということを確認しております。

2つ目の四角い項目のところでございますが、2号機の新規制基準適合性審査ということにつきましては、島根県、鳥取県、周辺6市とともに中国電力から国の審査状況の説明を聞いております。そして、その対応についても説明を受け、資料にも記載しております

けれども、現地視察も行うなど安全対策について確認を行っております。

続きまして2ページでございますが、2ページのほうには原子力災害の広域避難計画の地区別説明会について記載しております。昨年の6月に避難計画の地区別概要版のパンフレットを作成して各戸配布させていただいております。資料には鹿島町のパンフレットの写真を載せておりますけれども、こういったパンフレットも昨年6月のところで配布をさせていただいておりますけれども、避難計画についてさらに理解を深めていただくために、今度は公民館単位、それから支所単位で説明会を開催させていただきました。説明会の日程は自治連、公民館、それから関係各位の方々に調整させていただいて、一般の住民の皆様にもお声かけをしていただいて開催をさせていただいたところでございます。説明会で頂戴した質問については、本日の資料で幾つか項目を記載させていただいておりますが、これはある程度整理をさせていただきまして、市の回答もセットにしてホームページや、それから市役所、各支所の行政情報コーナーなどでもごらんいただけるようにしたいと考えております。

次の3ページにつきましても、同じように質問を頂戴した項目を列記させてもらっております。

それから、4ページでございますけれども、これは原子力防災訓練についてですが、多くの方々に御協力をいただきまして、昨年の10月18日に開催をいたしました。島根県、鳥取県、周辺6市で開催しておりますけれども、本日の資料には松江市部分のみ記載しております。最初のレ印のところでございますけれども、城西地区の皆様には実際に地区の一時集結所となっております内中原小学校ですとか、第一中学校にお集まりいただきまして、バスによって江津市まで避難をしていただきました。避難の途中、出雲市内では島根県が設置しましたスクリーニング除染ポイントで放射性物質が付着していないかスクリーニングという検査を体験していただきました。自動車のスクリーニングといいますのは、やっぱり交通渋滞につながることから、今回の訓練では新たにゲートモニターという検査機を設置しまして、検査機の間を通過するだけで測定するような訓練を行っております。

それから、次のレ印でございますけれども、鹿島地区の小学校を対象に緊急退避訓練と、それから保護者への引き渡し訓練を行いました。これは原子力発電所で事故が発生した場合、5キロ圏内の学校は早い段階で子供を保護者へ引き渡すことにしておりますけれども、保護者が迎えに来られない段階で事故が拡大した場合には、学校に残っている子供たちは災害対策本部が準備しましたバスで総合体育館、あるいは、くにびきメッセのほうへ緊急

退避してから保護者へ引き渡すという計画になっていることから、今回初めてになります
が、訓練を行ったところでございます。保護者への連絡はスクールメールや電話を利用し
て情報伝達を行いました。また、子供たちはただメッセのほうに避難するだけではなく、
防災学習会を開催しまして、放射線に関して基礎的な学習を行いました。

それから、3つ目のレ印については、例年行っている災害対策本部の設置運営訓練です
とか通信訓練など、行政職員の訓練でございます。

ページの一番下のところに表をつけておりますけれども、訓練参加者数の補足でござい
ますが、学校については10月の18日に限らず、市内全部の小・中学校、高等学校で原
子力災害を想定した屋内退避訓練ですとか防災学習会に取り組んでいただきましたので、
その総数を記載しております。訓練全体を振り返ってでございますけれども、市民の皆様
には原子力災害時に冷静に行動していただくために、事故の一連の流れを知ってもらうこ
とが大切と考えております。PAZとかUPZ、避難する時期、それから行動が違うこと
を理解してもらうことが重要ですので、今後も防災訓練、住民説明会などを通じて理解を
深めていただく取り組みを行っていきたいと考えております。

それから、5ページ目でございますけれども、今度は大きな項目で3としてその他、記
載しております。そこで記載してあります説明会とは、先ほどの公民館単位、支所単位と
はまたちょっと単位が違しまして、もう少し小さな集団、単位自治会さんですとか自主防
災組織とかの単位で取り組んだ学習会でございます。出前講座と言っておりますけれども、
その状況でございます。

次の原子力関連施設の見学会という項目でございますが、これにつきましては、発電所
の見学ですとか放射性物質や発電所の仕組みの学習会への申し込み対応の状況でございま
す。

次の四角い項目でございますが、広域避難先視察研修でございます。これは実際に地域
の方々に避難先の自治体を視察していただく取り組みでございまして、避難経路ですとか
避難経路所、また、避難先の自治体の特色などを確認していただくものでございます。こ
の資料でちょっと1点、申しわけございませんけれども、加筆していただきたいところが
ございます。竹矢地区の視察先でございますが、笠岡市、矢掛町のほかに浅口市、里庄町
も訪問しております。全部で4カ所訪問しておりますので、追記をお願いしたいと思います。
まことに申しわけございませんでした。

それから、一番最後の項目でございますが、放射線防護対策工事ということでございま

すけれども、これは今皆様方いらっしゃる場所、ここは市役所の西棟と言っておりますけれども、ここは災害対策本部の設置場所になりますので、避難勧告が出てもしばらくの間はとどまりまして避難対策が行えるように、この建物の気密性を高めて、空気の取り入れ口にはフィルターを設置して放射性物質が入ってこないようにする工事でございます。

以上、松江市の取り組みのほう説明させていただきましたけれども、今後も避難計画の実効性を高めるよう努めてまいりたいと考えておりますので、皆様方の御協力を賜りますようお願いいたします。私のほうの説明は以上でございます。

○松浦市長 ただいま市の取り組みにつきまして説明がございましたが、何か皆様方のほうで御質問なり御意見等ございますでしょうか。

どうぞ。

○石橋委員 私、島根町の石橋といいます、2ページのところちょっとお願いします。このリーフレットといいますか、パンフレットができる前には、私たち島根町では大芦と加賀は仁多のほうへ、そして野波が横田のほうへというふうに聞いていたんですが、このパンフレットでは逆さになっているんですよね、記述が。それで、実際訓練のときには最初説明受けたほうへ行きなさいというふうに言われるんですが、パンフレットのほうが記載が間違っているような気がするんですが、ちょっと確認をお願いしたいと思います。

○矢野原子力安全対策課長 大変失礼いたしました。ちょっと現物のほうを確認をとりたいと思います。

○松浦市長 今、確認ができるの。

○矢野原子力安全対策課長 はい、今、確認をとりますので、後ほどお話をさせていただきます。

○松浦市長 ああ、そうですか。

どうぞ。

○舟木委員 舟木と申します。よろしくお願いいたします。

私は公募の委員として、ふだんお母さんたちの子育てを応援するサークルのほうで子育てサポーターをしております。その集まりの中でも一旦原発事故が起きたときにどうやって子供の安全を守ったらいいかということは大変話題にもなりますし、お母さんたちは不安を感じています。

ほぼ避難計画ができてから1年近くたちました。いろんな地区で説明会は行われました。私も自分が住んでおります地区の説明会に参加させていただきました。ですが、説明会の

実情は、一応広報で知らせてはありましたけれども、地区の町会長さんたちを主に対象としたものでして、一般住民で参加された方は私のほかには5名ぐらいしかいらっしゃいませんでした。だからといって皆さんが別に不安を感じていらっしゃるかというと、隣近所で話していると、皆さんとても不安を感じておられるし、この受け取りました避難計画書、こんなふうに書いてあるけど、こんなふうにいけるわけがないという感じで、皆さんとてもおっしゃいます。私、その説明会の中でも意見として言わせていただいたんですけども、どんなに立派な計画ができたとしても、それを実際に実行する住民のところにその計画が本当にしっかり伝わってなければ、全く絵に描いた餅でしかないと思います。今回特に原子力災害だということで、避難する順番等も厳格に決められていて、市からの説明では、その市が立てた順番のとおり避難が行われなければ大変な混乱が起きるというふうな説明もありました。でも、やはりそこへ参加されてた方もおっしゃったんですが、福島の実状を見る限りは、やはりみんな我先にと逃げたいのが当然だろうと。そういう人たちに対して、そうではなくてきちんと順番を守って避難しなければならないということ徹底するためには、相当その事柄に対する理解と納得がないとできないと思うんです。

ほかにも私たちの会員、仲間を通じていろんな地区で開かれた説明会の話を聞くんですが、たくさんの不安の声が出されていると思います。ここの中に書かれているのはほんのわずかだと思うんですが、私その後、松江市さんのホームページを見て、各地域から出された質問とか意見に対してどういうお答えがいつホームページに出されるかなと思って時々見てるんですけども、今日までのところでは出されてないですね。やっぱりそれぞれの地域でお住まいの方々が、この避難の計画どおりにいくはずがないということを指摘されている以上、やっぱりそれを真摯に受けとめて見直すという作業にもすぐ入っていただかないと、正直いうとこうしている間にもいつ地震が起きて事故が起きるかわからないというような不安をみんなも持っております。中には車椅子でひとり暮らしで生活なさっている高齢の女性なんかは、町内会の中でこのことが話題になったときに、もし事故が起きても、とにかく自分のことは見捨てて皆さん逃げてほしいと。私はもう逃げなくてもいいので、この場でなるようにしますから、自分にかまけて逃げるのがおくれたりするようなことがあってはいけないから逃げてくださってというようなことを言われて、参加された皆さん本当に言葉もなかったってというような、そういう話も聞いています。本当にこの計画が実効あるようなものにしていこうと思えば、もっともっとやっぱりたくさんの説明会をして、皆さんからの声を率直に聞いて、その都度その都度やはり見直していくって

ということが絶対に必要だと思います。広島の土砂災害でもハザードマップは配られていたにもかかわらず、全然そういうものの存在も知らなかった、自分の住んでいるところがどんなに危険なところかも知らなかったということで、命をなくされた方もたくさんあったように聞いておりますので、そこら辺ちょっと松江市のお考えをお聞かせください。

○矢野原子力安全対策課長 先ほどお話がございましたように、住民の皆様方へ、まずこの避難計画、理解していただくということがとても大切なことだと思っております。それで、今、最初は公民館単位ですとか支所単位で御説明をさせていただいたところがございますが、やはりそれだけでは、先ほどもおっしゃられましたように、いろいろな役員しておられる方、町内会の役員ですとか自主防災組織の代表ですとか、そういった方々が中心となって集まれてきたというふうなところございますので、それで今現時点で出前講座という形でさらに小さな単位で御説明をさせていただく取り組みのほうをしているところでございます。

やはり原子力発電所から一番近い5キロ圏内のPAZ、それから5キロから30キロのUPZの皆様方、やはり避難をするタイミングとかが違ってまいります。原子力発電所から近いところのPAZの皆様方は、予防的に早く放射性物質が放出される前に避難をしていただかないといけないわけでございますが、市民の人たちがパニック状態になって一斉に避難行動を開始されたりすると、大変な交通渋滞になってなかなか避難が難しいというようなことなんかも起こりますので、やはり避難計画がどういうふうになっているのかということをしつかりと御説明をさせていただいて、どういうときに行政からどういう指示が出てくるというふうなことなども御理解をしていただくということがとても大切だと思っております。

それで、ホームページのほうに載せる準備はしておりまして、皆様方から頂戴した御質問等、大変たくさん量になっておりまして、今、ある程度類似なものを集めまして、できるだけ誤解のないような、わかりやすい表現に直しまして掲載する準備をしておりますので、もうしばらくお時間のほう頂戴できればと思っております。御指摘のほう、ありがとうございます。

○松浦市長 今、舟木さんがおっしゃったとおりだと思います。たくさんの皆さん方に御理解をいただいて、あるいはいろんな指摘をいただいてこの計画をより実効性のあるものにしていくということが私たちにとりましても大変大事でございます。ただ、どういう方々が説明を望んでおられるのかっていうのはなかなか私どもも全て全て把握できません

ので、むしろ舟木さんたちのようなそういったグループがもしもありましたら、ぜひ何でも結構でございますので申し込んでいただければ、どんどん出かけて説明をさせますので、よろしくお願いいたしますと思います。

○安達委員 再び安達です。

今の舟木さんのお話とちょっとかぶるところもあるし、大きく2点を質問、意見させていただきたいと思います。

先に今の話に関連すること、私も言おうと思ってましたんで、そっちを先にさせていただきます。まず、地区別のところで2,000人ということで、あと、自治会単位、出前でしょうかね、ちょっとこのデータを教えていただけませんか。何回行かれました、トータル何人参加されたかということ、ちょっと質問だけ先に言います。

私の想像ですが、いろいろ私も聞いております。鹿島におるということもあってちょっといろいろ聞くんですけど、あんまり開催されたのを聞いてないんで、トータルとしては少ないのではないかと。きょう、松江市の人口見たら20万人でしたね、20万ちょっと。そのうちの2,000とか3,000、むちゃくちゃ少ないなと。さっきの舟木さんと意見は一致しております。

何でここに出てこないかと私なりにちょっと考えてみたんですけど、先般去年配られたこのパンフレット、一部大事なことが間違っていましたね。それでもよくわかった、もう説明会行かなくていいと思った。それからいろいろあると思うんですけど、どうせこういう計画では実効性ないから聞いたって意味ないよとか、それからもう一つ、今、原発動いていないので、私は核燃料プールがあるのがすごく不安なんですけど、置いときます。原発が動くかどうかわからない、これ今わからないですね、正確に言えば。動くかどうかわからない今の時期に聞くのも大儀だよなってなこと。それと、いざ起こったときに松江市が、あるいは国が、県が何とかちゃんとしてくれるよ、私は信じてるとか、どういうふうに思っただけで参加されないのかということの分析されたんだろうかというのがちょっと気になっております。

それからもう一つ、松江市さんの取り組み姿勢になると思うんですが、私もこれ気になって去年の夏ごろ、鹿島の例で、きょうも鹿島の自治連合会長さんいらっしゃいますけど、聞きました。そしたら、これは私は松江市さんが主体的に主催されてやられるものだとばかり思っていました。そしたら、これは自治会から要請という形、事前打診はあるんかもしれないんですが、そういうのがあったら出かけますと、ちょっとニュアンスの問題はごめん

なさい、というふうに回答されました。それおかしいんじゃないですかと言って、担当の方には言ったんですけどね。それがどうなったかわかりません。ちょっとその辺、取り組み姿勢がどうなっているんだろうというのがあります。

それに関連します。先ほどホームページの話もございました。私も実はきょう見たんです。どうなっておるんだろうと。そしたら、先ほどのお話のとおりでした。でも、別にホームページに載せればいいってもんじゃないということはようわかってますけど、冊子、資料でもあれば、それでやっておられたら別にいいんですけど、そういうのができてたらホームページに載せるだけなんで、おかしいよなというふうに思いました。このあたりトータル的にどう考えておられるのかということ、取り組み姿勢とか取り組み実態ですね、お聞きしたい。

それから大きな2つ目です。これが最後なんです、避難計画、実効性のある避難計画にしたいとか、実効性を高めようとか、これさっき松江市さんも言われたし、いろんなところでそんな話も出てきますね。大体その前に避難計画って本当に正しくそのとき動くんですかという、さっきの中電さんへの説明に対することと同じことをちょっと言わせていただきますけど、そんな、まさか、こんなふうに行くわけないってみんなが言ってますよね。一般住民なんでこの計画をつくる人とはちょっと違うかもしれませんがね。そういうことの計画は正しいっていったら、ある程度実証テストで、さっきと同じなんです。大規模な実証テストってされる計画ないんでしょうかということです。そういうことをして実効度を高めていくと、実効性のあることをしていく必要が私はあると思ってます。実現性はなかなか難しいんですけどね、ということです。

それからもう一つ、実効性ある避難計画には、今、目先の避難のことしかずって言ってませんが、当然避難したら、福島の例からわかるように、帰ってこれないんですよ。私、もう鹿島、帰ってこれないかなというふうに思うときもあるんですけどね。長期避難計画とか、鹿島、帰りたいんです、私。前から住んでるところなんで。帰ってくる計画はどうなっているんだと。当然それに対していろんなことの事故に遭ったわけですから補償していただけないといけない。賠償計画はどうなってんだと、そういうものもあわせて私は避難計画ではなかろうかというふうに思っておりますが、今は狭い範囲の避難計画しか議論されてないので、とりあえずその話にさせていただきます。

最後、実効性のある避難計画ということなんです、実効性があるというか、確保された、あるいは保証された計画というのはどういうものをいうのかと、どういう定義なんだ

と、どういうふうに考えておられるのかって、ちょっとそれをお聞きしたいということです。ちょっと長々とした質問とか意見で申しわけございません。以上です。

○矢野原子力安全対策課長 最初の地区別の説明会、数をということでございますが、自治会、一番最初の公民館単位、支所単位で開催しました説明会につきましては29回開催しておりまして、参加者の人数が2,028名、それから出前講座につきましては、これは単位自治会さんですとか自主防災組織、そういったところで申し込みをいただいたのが23回で、これが人数が587名でございます。

それで、避難されない人の分析につきましては、これは行っておりません。

それから……。

○安達委員 避難されないじゃなくって、参加されないです。

○矢野原子力安全対策課長 失礼しました。

○安達委員 ですね。

それとちょっとついでに確認させてください。ですが、合計2,000人くらいと587人を足した、大体2,587人、2,600人くらいが今までの実績であったということですね。はい、わかりました。

○矢野原子力安全対策課長 それと、3番目に御質問されました姿勢、こちらのほうに申し込まないと説明してくれないのかというお話でございますが、一番最初に支所単位、公民館単位で説明をさせていただいたときに、地域の代表の方々がお出かけいただいている、また、一般の方もおいでいただいているんですけれども、こういった出前講座でさらにきめ細かな対応をやっていきますよということ、ちょっとその場でPRをさせていただいたところでございます。そういった地域の代表の方、自主防災の代表の方たちがお出かけいただくところでこういった説明をさせていただければ、その先いろいろ地域に浸透していくというふうにこちらは考えております。自治会の数、全部合わせると900近くあるというふうに思っておりますけれども、こちらのほうから一方的に説明会のほうを企画するのもなかなかちょっと地元の方との調整も難しいところがあるというふうに思っております、今は出前講座ということで、まず、お申し込みをいただいてどんどん出かけていくというふうな形をさせてもらっております。

それから、避難計画が正しく動くのかと、それを実証するような大きなテストというものをしないのかということでございますが、私どものほうは原子力の防災訓練、そういったようなものを取り組むことによって手順確認等をしっかりとさせていただき、また、問

題点等を洗い出して、そういった実際に動くのかどうなのかというところを確認をとっておるところでございますので、今後とも防災訓練、いろいろと工夫する中で、課題を抽出していきたいというふうに考えております。

長期の計画、一旦避難してしまったら帰ってこれなくなると、長期の計画、あるいは補償についてはどうなっているのかということでございますが、実際に避難していただくと事故の規模によっても、これもいろんなケースがあろうかと思っておりますが、避難先の自治体で半年間のところでまず一区切りをつけて、そこで仮設住宅とか賃貸住宅、そちらのほうに避難先っていいですか、移っていただく。体育館等の避難場所からそういったところへ移っていただくというふうな形になります。さらにその後、今度は除染作業等がいろいろと進められていくわけでございますが、それも汚染の範囲がどれぐらいな規模になっているのかとか、そういったようなことなどもございますので、実際に福島に対応なども基本しながら、そういった除染計画などを立てて対応していくというふうなことになるかと思います。

それから補償の問題につきましても、原子力損害賠償に関する法律というのがありますし、また、それだけではなかなかまいぐあいにはいかなかったということで、国のほうでも今、支援機構のほうをつくって、できるだけ被災された皆様方にスムーズに賠償がいくような対策を講じているところでございますが、そういった仕組み等につきましてもどんどん改善をされていくものというふうに思っております。

○松浦市長　ありがとうございました。

それじゃあ、ちょっと時間も来ましたので、お一人だけ、済みません。

○山崎委員　済みません。山崎です。

説明会をたくさん開いていただくことは本当に大事なことだと思うんです。そしてその中で、先ほど各委員の方から話が出ましたように、避難しただけでは終わらないと、その先のこともぜひ説明会の中でこういう段取りになるということを話していただきたいと思います。そして、もう既に説明会の中で原発を動かすことの是非についてのお考えを述べておられる方がいらっしゃるのではないかと思います。避難のことだけを説明する会じゃなくって、原発のあり方、それからエネルギーのあり方について、松江市民はどうしてほしいかということもその場所で聞き取っていただいて、それも大きく公表していただきたいと思います。

安達委員が言われたように、市民の中ではこんなもんでいいというふうに思っ

ている方がすごくいっぱいいると思うんです。形だけ決められても、これが正常にできるわけないと、だから説明会があって行ったところであんまり意味ないというふうに思っている人が多いんじゃないかと思うんです。それじゃなくって、市民がエネルギーをどうするのか、原発を動かしていいのかどうか、そのことまで話せるっていう説明会にしていたいて、たくさんの方がやっぱりそこ集まって話しして、それで松江市としての市民の考え方を固めていくべきではないかなと思いますので、そういう検討をぜひお願いしたいと思います。

○松浦市長 ありがとうございます。

それでは、予定しておりました時間が参りましたので、最後に事務局のほうから連絡事項ありましたらお願いします。

○矢野原子力安全対策課長 失礼いたします。そうしますと、本日、中国電力から審査状況の説明をさせていただきましたけども、内容が専門的でなかなかイメージが難しい部分もあったのではないかなというふうに考えております。それで、発電所を一度視察をしていただいて、さまざまな安全対策などが行われているというふうなことなども確認をしていただく機会を設けてはいかがかと考えております。できましたら3月中のところで実施したいと思っておりますので、計画が定まり次第、また御案内のほうをさせていただけたらと思っております。事務局からは以上でございます。

○松浦市長 それでは、ただいま事務局のほうから発電所の状況を視察をしたいと、こういう視察をいただくということが必要なことではないかという話でございましたので、ぜひ皆様方の御参加のほどをよろしくお願いしたいと思います。

それから、中国電力にはそういった視察の際の対応をよろしくお願い申し上げたいと思います。

それでは、以上で議事については終わらせていただきたいと思います。きょうは皆様方、活発な御発言をいただきましてありがとうございました。きょうは中国電力のほうから審査の状況につきまして説明をいただいたわけですが、とにかくいろいろな形での審査の、何ていいますか、やりとりというのが繰り返されているということでございます。ぜひ特にこの宍道断層についての説明もございましたけれども、これを含むいわゆる耐震安全性の評価っていうのは市民が非常に関心の高い事柄でございますので、今後、国の審査状況につきまして適宜この協議会において説明をしていただきたいというふうに思っております。

それからまた、松江市の取り組みということで避難計画につきましてもいろいろ御意見いただきました。避難計画、そんなもんつくってもしようがないということではなくて、皆さん方の御意見もぜひいただいて、一度に完全なものができるわけではないわけでございますので、少しずつでも見直しを行いながら実効性を高めていきたいというふうに思っておりますので、よろしくお願いを申し上げたいと思います。

それでは、これをもちまして安対協を終わらせていただきたいと思います。本日は、大変ありがとうございました。

○矢野原子力安全対策課長　ありがとうございました。

以上をもちまして終了とさせていただきます。

お手元のほうに配付させてもらっておりましたアンケートでございますけれども、アンケートはお帰りの際、出口のところにお渡しいただけますでしょうか。

それから、同じく出入り口のところに島根県の原子力発電所の周辺環境放射線測定結果、冊子を置いておりますので、御希望の方、御自由にお持ち帰りいただけたらと思っております。よろしくお願いいたします。

以上で終了とさせていただきます。